

平成23年 No.21

東京学芸大学事務協議会規則等の一部を改正する規則

制定理由

事務組織の一部改編等に伴い、所要の改正を行うものである。

東京学芸大学事務協議会規則等の一部を改正する規則を次のように制定する。

平成23年4月11日

国立大学法人東京学芸大学長

村 松 泰 子

平成23年規則第7号

東京学芸大学事務協議会規則等の一部を改正する規則

次に掲げる規則の一部について、別紙新旧対照表の右欄を、左欄のように改正する。

- (1) 東京学芸大学事務協議会規則（昭和39年規則第4号）
- (2) 東京学芸大学事務情報化推進規則（平成9年規則第9号）
- (3) 国立大学法人東京学芸大学文書処理規則（昭和52年規則第8号）

国立大学法人東京学芸大学教員養成評価プロジェクト推進本部要項等の一部を改正する要項を次のように制定する。

平成23年4月11日

国立大学法人東京学芸大学長

村 松 泰 子

国立大学法人東京学芸大学教員養成評価プロジェクト推進本部要項等の一部を改正する要項

次に掲げる規則の一部について、別紙新旧対照表の右欄を、左欄のように改正する。

- (1) 国立大学法人東京学芸大学教員養成評価プロジェクト推進本部要項（平成22年3月17日制定）
- (2) 国立大学法人東京学芸大学受託業務推進本部要項（平成20年3月28日制定）
- (3) 国立大学法人東京学芸大学学内文書処理要項（昭和51年1月10日制定）

東京学芸大学事務協議会規則の一部改正について

制定理由： 事務組織の一部改編に伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
〔省略〕 (組織) 第3条 本会は、次の各号に定める者をもって組織する。 (1) 事務局長 (2) 部長 (3) <u>事務局参事役</u> (4) 課長 (5) 企画調査役 <u>(6) 監査室長</u> <u>(7) 副課長</u> (会議) 第4条 本会が開催する会議（以下「会議」という。）は、前条第1号から<u>第6号</u>までに定める者をもって行う。 2 会議には、必要に応じて副課長等を出席させ、意見を聴くことができる。 〔省略〕 <u>附 則</u> <u>この規則は、平成 23 年4月 11 日から施行し、平成 23 年4月 1 日から適用する。</u>	〔省略〕 (組織) 第3条 本会は、次の各号に定める者をもって組織する。 (1) 事務局長 (2) 部長 (3) <u>学務部参事役</u> (4) 課長 (5) 企画調査役 <u>(6) 教育関係資料調査役</u> <u>(7) 監査室長</u> <u>(8) 副課長</u> (会議) 第4条 本会が開催する会議（以下「会議」という。）は、前条第1号から<u>第7号</u>までに定める者をもって行う。 2 会議には、必要に応じて副課長等を出席させ、意見を聴くことができる。 〔省略〕

東京学芸大学事務情報化推進規則の一部改正について

制定理由： 事務組織の一部改編に伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
〔省略〕 (組織) 第4条 協議会は、次の各号に定める者をもって組織する。 (1) 事務局長 (2) 部長 (3) <u>事務局参事役</u> (4) 課長 (5) 監査室長 (6) <u>その他事務局長が必要と認めた者</u> 〔省略〕 <u>附 則</u> <u>この規則は、平成 23 年 4 月 11 日から施行し、平成 23 年 4 月 1 日から適用する。</u>	〔省略〕 第2章 事務情報化推進協議会 (設置) 第3条 第1条の目的を達成するため、本学に、事務情報化推進協議会（以下「協議会」という。）を置く。 (組織) 第4条 協議会は、次の各号に定める者をもって組織する。 (1) 事務局長 (2) 部長 (3) <u>学務部参事役</u> (4) 課長 (5) <u>教育関係資料調査役</u> (6) 監査室長 (7) <u>その他事務局長が必要と認めた者</u> 〔省略〕

国立大学法人東京学芸大学文書処理規則の一部改正について

制定理由： 事務組織の一部改編等に伴い，所要の改正を行うものである。

改 正	現 行																
〔省略〕 別表 <table> <tr> <td>総 務 課 に 属 す る も の</td><td>東学芸総第 号</td></tr> <tr> <td>〔省略〕</td><td></td></tr> <tr> <td><u>環 境 教 育 研 究 セ ン タ ー</u> に 属 す る も の</td><td>東学芸環第 号</td></tr> <tr> <td>〔省略〕</td><td></td></tr> </table> 〔省略〕	総 務 課 に 属 す る も の	東学芸総第 号	〔省略〕		<u>環 境 教 育 研 究 セ ン タ ー</u> に 属 す る も の	東学芸環第 号	〔省略〕		〔省略〕 別表 <table> <tr> <td>総 務 課 に 属 す る も の</td><td>東学芸総第 号</td></tr> <tr> <td>〔省略〕</td><td></td></tr> <tr> <td><u>環 境 教 育 実 践 施 設</u> に 属 す る も の</td><td>東学芸環第 号</td></tr> <tr> <td>〔省略〕</td><td></td></tr> </table> 〔省略〕	総 務 課 に 属 す る も の	東学芸総第 号	〔省略〕		<u>環 境 教 育 実 践 施 設</u> に 属 す る も の	東学芸環第 号	〔省略〕	
総 務 課 に 属 す る も の	東学芸総第 号																
〔省略〕																	
<u>環 境 教 育 研 究 セ ン タ ー</u> に 属 す る も の	東学芸環第 号																
〔省略〕																	
総 務 課 に 属 す る も の	東学芸総第 号																
〔省略〕																	
<u>環 境 教 育 実 践 施 設</u> に 属 す る も の	東学芸環第 号																
〔省略〕																	

様式第3

(表)

完 結	平成 年 月 日	(発送種別) 普通・書留・速達・小包	東学芸 第 号			
発 送	平成 年 月 日	使送・部内通知	平成 年 月 日			
照 合	平成 年 月 日	(添付物及び施行注意)	決 裁	平成 年 月 日		
浄 書	平成 年 月 日		起 案	平成 年 月 日		
情 報 公 開 区 分		公開・非公開 (秘・部外秘) (平成 年 月 日まで)				
文 書 保 存 期 間		永年 30年 10年 5年 3年 1年				
(收受文書発信年月日) 平成 年 月 日			(收受文書記号番号) 第 号			
(受信者)			(発信者)			
(件 名)						
上記のことについて別紙のとおり してよろしいか伺います。 します。						
学 長	理 事 (教育等担当)	理 事 (研究・附属学校等担当)	理 事 (総務等担当)	理 事 (経営戦略等担当)	監 事	監 事
副 学 長 ()	部 局 長	部 長	事務局参事役	課長・室長	副 課 長	係 長 ・ 専 門 職 員
						起 案 課 係 内 ()
(合 議)						

附 則

この規則は、平成 23 年 4 月 11 日から施行し、平成 23 年 4 月 1 日から適用する。

様式第3

(表)

完 結	平成 年 月 日	(発送種別) 普通・書留・速達・小包	東学芸 第 号			
発 送	平成 年 月 日	使送・部内通知	平成 年 月 日			
照 合	平成 年 月 日	(添付物及び施行注意)	決 裁	平成 年 月 日		
浄 書	平成 年 月 日		起 案	平成 年 月 日		
情 報 公 開 区 分		公開・非公開 (秘・部外秘) (平成 年 月 日で)				
文 書 保 存 期 間		永年 30年 10年 5年 3年 1年				
(收受文書発信年月日) 平成 年 月 日			(收受文書記号番号) 第 号			
(受信者)			(発信者)			
(件 名)						
上記のことについて別紙のとおり してよろしいか伺います。 します。						
学 長	理 事 (教育等担当)	理 事 (研究・附属学校等担当)	理 事 (総務等担当)	理 事 (経営戦略等担当)	監 事	監 事
副 学 長 ()	部 局 長	部 長	学務部参事役	課長・室長	副 課 長	係 長 ・ 専 門 職 員
						起 案 課 係 内 ()
(合 議)						

整 理 番 号

国立大学法人東京学芸大学教員養成評価プロジェクト推進本部要項の一部改正について

改正理由：事務組織の一部改編に伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
〔省略〕 (組織) 第4条 推進本部は、次に掲げる本部員で組織する。 (1) 理事（教育等担当） (2) 教員養成カリキュラム開発研究センター長 (3) 教員養成カリキュラム開発研究センターに所属する教員 1名 (4) 教員養成評価プロジェクト担当教員 (5) 学長が委嘱する教員 若干名 (6) <u>事務局参事役</u> 2 推進本部に本部長及び副本部長を置き、本部長は理事（教育等担当）をもって充て、副本部長は本部長が指名する。 3 本部長は、推進本部の業務を総括する。 4 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、その職務を代行する。 〔省略〕 <u>附 則</u> <u>この規程は、平成23年4月11日から施行し、平成23年4月1日から適用する。</u>	〔省略〕 (組織) 第4条 推進本部は、次に掲げる本部員で組織する。 (1) 理事（教育等担当） (2) 教員養成カリキュラム開発研究センター長 (3) 教員養成カリキュラム開発研究センターに所属する教員 1名 (4) 教員養成評価プロジェクト担当教員 (5) 学長が委嘱する教員 若干名 (6) <u>学務部参事役</u> 2 推進本部に本部長及び副本部長を置き、本部長は理事（教育等担当）をもって充て、副本部長は本部長が指名する。 3 本部長は、推進本部の業務を総括する。 4 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、その職務を代行する。 〔省略〕

国立大学法人東京学芸大学受託業務推進本部要項の一部改正について

改正理由：事務組織の一部改編に伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
〔省略〕 （組織） 第4条 推進本部は、次に掲げる本部員で組織する。 （1）理事（教育等担当） （2）学長が委嘱する教員 若干名 （3）<u>事務局参事役</u> （4）教育企画課長 2 推進本部に本部長及び副本部長を置き、本部長は理事（教育等担当）をもって充て、副本部長は本部長が指名する。 3 本部長は、推進本部の業務を総括する。 4 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、その職務を代行する。 〔省略〕 <u>附 則</u> <u>この規程は、平成 23年4月11日から施行し、平成23年4月1日から適用する。</u>	〔省略〕 （組織） 第4条 推進本部は、次に掲げる本部員で組織する。 （1）理事（教育等担当） （2）学長が委嘱する教員 若干名 （3）<u>学務部参事役</u> （4）教育企画課長 2 推進本部に本部長及び副本部長を置き、本部長は理事（教育等担当）をもって充て、副本部長は本部長が指名する。 3 本部長は、推進本部の業務を総括する。 4 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、その職務を代行する。 〔省略〕

国立大学法人東京学芸大学学内文書処理要項の一部改正について

改正理由：制定理由： 事務組織の一部改編に伴い，所要の改正を行うものである。

改 正										現 行									
〔省略〕										〔省略〕									
(様式1) (別紙B参照)										(様式1) (別紙A参照)									
(様式2)										(様式2)									
学内文書交換表										学内文書交換表									
月日	送達文書の文書番号又は件名	発 信 部課等	受信部課等							月日	送達文書の文書番号又は件名	発 信 部課等	受信部課等						
			総 務 課	人 事 課	広 報 連 携 課	附 属 学 校 課	〔省略〕	環 境 教 育 研 究 セ ン タ ー	〔省略〕				総 務 課	人 事 課	広 報 連 携 協 力 課	附 属 学 校 課	〔省略〕	環 境 教 育 実 践 施 設	〔省略〕
〔省略〕										〔省略〕									
附 則																			
この要項は，平成23年4月11日から施行し，平成23年4月1日から適用する。																			

※ 別紙Aとして改正前の「様式1」を，別紙Bとして改正後の「様式1」をこの新旧対照表に添付。

学 内 文 書 処 理 票

東学芸 第 号

(件名)								
標記のことについて 伺 (次のとおり してよいか) 供閲 (別紙のとおり)	学 長	理 事 (教育等担当)	理 事 (研究・附属学校等担当)	理 事 (総務等担当)	理 事 (経営戦略等担当)	監 事	監 事	
	副 学 長 ()	部 局 長	部 長	学務部参事役	課 室 長 長	副 課 長	係 長 専 門 職 員	
	(合議)			平成 年 月 日 決 裁			起 案 者	
				平成 年 月 日 起 案				
標記のことについて 別紙のとおり, 通知・報告・提出・送付・照会・依 頼 (要回答 月 日まで) 回答・推薦 します。	(備考)							
(送付先)		(発信者)					整 理 号 番	
		(発 送) 年 月 日 課 室 係 () 印						
標記のことについて 伺 (次のとおり してよいか) 供閲 (別紙のとおり)	学 長	理 事 (教育等担当)	理 事 (研究・附属学校等担当)	理 事 (総務等担当)	理 事 (経営戦略等担当)	監 事	監 事	
	副 学 長 ()	部 局 長	部 長	学務部参事役	課 室 長 長	副 課 長	係 長 専 門 職 員	
	(合議)			平成 年 月 日 決 裁			起 案 者	
				平成 年 月 日 起 案				
標記のことについて 別紙のとおり, 通知・報告・提出・送付・照会・依 頼 (要回答 月 日まで) 回答・推薦 します。	(備考)							
(送付先)		(発信者)					整 理 号 番	
		(発 送) 年 月 日 課 室 係 () 印						
情報公開区分 文書保存期間	公開・非公開 (秘・部外秘) (年 月 日まで) 永年 30年 10年 5年 3年 1年 その他 (年)							

学 内 文 書 処 理 票

東学芸 第 号

(件名)								
標記のことについて 伺 (次のとおり してよいか) 供閲 (別紙のとおり)	学 長	理 事 (教育等担当)	理 事 (研究・附属学校等担当)	理 事 (総務等担当)	理 事 (経営戦略等担当)	監 事	監 事	
	副 学 長 ()	部 局 長	部 長	事務局参事役	課 室 長 長	副 課 長	係 長 専門職員	
	(合議)			平成 年 月 日 決 裁			起 案 者	
			平成 年 月 日 起 案					
標記のことについて 別紙のとおり, 通知・報告・提出・送付・照会・依 頼 (要回答 月 日まで) 回答・推薦 します。	(備考)							
(送付先)		(発信者)					整 理 号 番	
		(発 送) 年 月 日 課 室 係 () 印						
標記のことについて 伺 (次のとおり してよいか) 供閲 (別紙のとおり)	学 長	理 事 (教育等担当)	理 事 (研究・附属学校等担当)	理 事 (総務等担当)	理 事 (経営戦略等担当)	監 事	監 事	
	副 学 長 ()	部 局 長	部 長	事務局参事役	課 室 長 長	副 課 長	係 長 専門職員	
	(合議)			平成 年 月 日 決 裁			起 案 者	
			平成 年 月 日 起 案					
標記のことについて 別紙のとおり, 通知・報告・提出・送付・照会・依 頼 (要回答 月 日まで) 回答・推薦 します。	(備考)							
(送付先)		(発信者)					整 理 号 番	
		(発 送) 年 月 日 課 室 係 () 印						
情報公開区分 文書保存期間	公開・非公開 (秘・部外秘) (年 月 日まで) 永年 30年 10年 5年 3年 1年 その他 (年)							